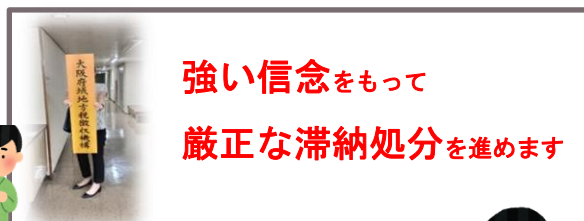


交野市徴税吏員の南森町からはじまる活動報告

コウ
コク

公売とは、税金を滞納したため、差し押さえた財産を入札などによる方法によって売却し、滞納税に充当する制度です。今回、交野市は滞納処分方法としての公売に取り組みましたので、その報告をいたします。

公売当日は、進行管理から説明など、徴収機構の経験豊富な職員と合同で進めたおかげで、交野市は入札された方への対応や手続きに集中でき、一連の公売過程を無事終えることができました。



**強い信念をもって
厳正な滞納処分を進めます**

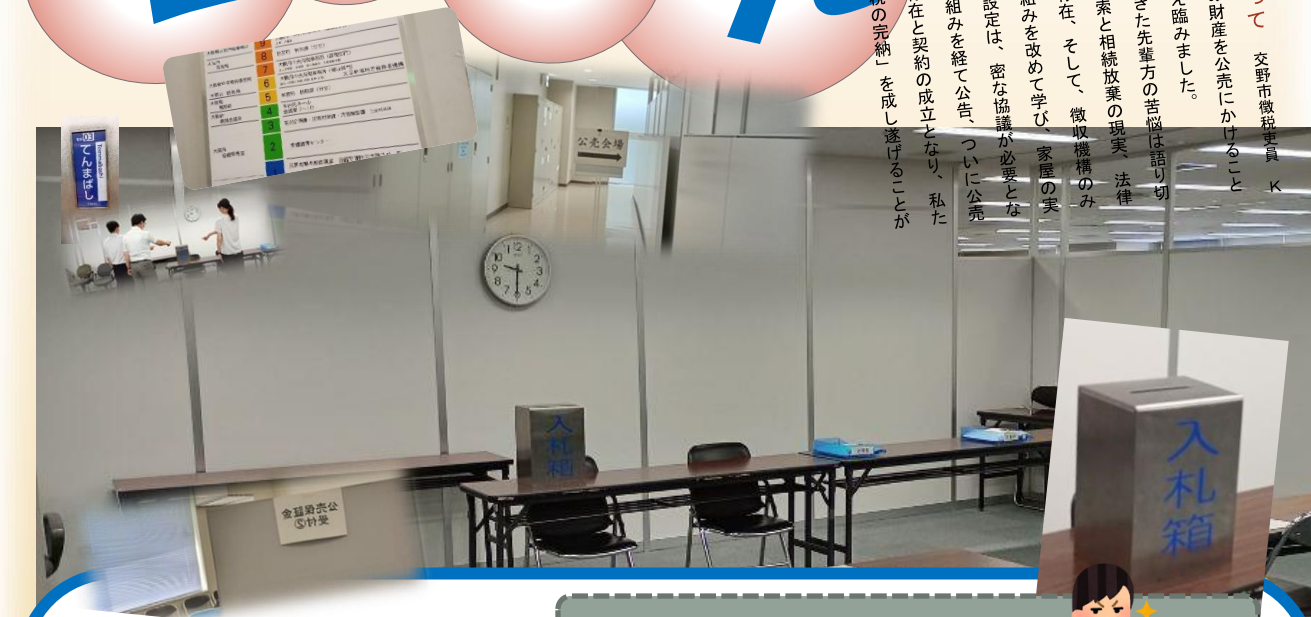
令和6年7月9日～8月6日 公告期間

8月6日 公売日

8月27日 売却決定

公売会場：大阪府新別館北館

徴収機構と交野市 協働して
やいませ・しんぱん
合同公売



でも、振り返るともう一つの不安もありました。
「契約不成立など」により「公売対象物件がそのま
ま・・・」の・・・と・・・
公売案件に着手する前には、「空き家」が残る・増
え続けることによる社会問題についても少し学んだこ
とにあります。主に家屋の破損・倒壊による事故の発
生、空き家を温床とした犯罪の増加の懸念、地域の活
性化の阻害などの社会問題が発生することを。徴
税吏員であると同時に、市職員であり、交野市を「住
みたい・住み続けたいまち」として選ばれるまちづく
りも願った合同公売でした。

納税教室！教えて、かかりちょ～

おはようございます、かかりちょ～Sです。今回は、交野市の公売でも関係した「相続財産清算人」の役割についてお伝えします。
相続財産を管理するとともにこれを清算して、相続債権者や受遺者に対して弁済したり、国庫に帰属させたり、と役割は多岐にわたります。
権限の範囲は、保存行為とされ、主に「預貯金口座の解約・払い戻し、不動産登記申請、建物などの修繕」などです。
もうひとつは、
みなさん、はじまっていますよ、2024年4月から「相続登記の義務化」です。
相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割が成立した場合で、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。加えて、正当な理由なく義務に違反した場合は、過料の適用対象となることも知っておいてください。



合同公売を振り返って 交野市徴税吏員 K
滞納者といっても、他人の財産を公売にかけること
にあらゆる面での重責を抱え臨みました。
あしかけ5年も調整してきた先輩方の苦悩は語り切
れず、財産調査、相続人捜索と相続放棄の現実、法律
相談、相続財産清算人の存在、そして、徴収機構の真
なさまとともに公売の仕組みを改めて学び、家屋の現
態調査、特に見積価格の設定は、密な協議が必要とな
りました。これらの取り組みを経て公告、ついに公売
当日を迎え、購入者の存在と契約の成立となり、私た
ちの目的の一つ「滞納税の完納」を成し遂げることが

